

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三郷市は、生活保護に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

三郷市長

公表日

平成27年5月1日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

事務の名称	生活保護に関する事務
事務の概要	生活ふくし課は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民からの生活相談を受け、住民からの生活保護の申請により、世帯員全員についての利用し得る資産(預貯金・保険等)、能力その他あらゆるものの調査を実施し、要件確認を行う。その確認結果を受けて、保護決定または申請却下を判断し、保護結果(却下)通知書を届出者へ通知する。 安定した職業についたことにより生活保護が廃止となった世帯からの申請を受け、世帯の保護廃止月の前6か月間における各月の就労収入額に算定率を乗じて算定した就労自立給付金を支給する。 番号法の別表第二に基づいて、生活ふくし課は、生活保護に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
システムの名称	1. 生活保護システム 2. 三郷市役所内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

(1)生活保護ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、13、15、24、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
部署	福祉部 生活ふくし課
所属長	生活ふくし課長 小暮 勲
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号341-8501 埼玉県三郷市花和田648-1 048-953-1111 企画総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号341-8501 埼玉県三郷市花和田648-1 048-953-1111 福祉部生活ふくし課

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

变更箇所

[illegible]